**第53回大府市産業文化まつり**

**「小矢部市」ブース 出品者募集要項**

**第１条　（趣旨）**

　令和4年10月29日(土)・30日(日)に愛知県大府市で開催される「第53回大府市産業文化まつり」の「富山県小矢部市ブース」において、小矢部市観光協会（以下「甲」という）が市内業者（以下「乙」という）から委託された市内産品の販売を行い、その魅力発信を行う。

**第２条　（業務）**

　前条の目的を達成するため、甲は次の業務を行うものとする。

　①　商品の販売

1. 商品販売代金の回収
2. 前２項に付随・関連する行為

**第３条　（販売価格）**

　甲は、乙の指定する販売価格に基づき商品を販売する。

**第４条　（販売品）**

　販売できる商品は小矢部市にゆかりのある産品とし、食品である無しに関わらず常温保存ができるものとする。

　販売できる商品は、1事業所につき２商品までとする。納品数は1商品につき30個程度までとする。

**第５条　（手数料等）**

　甲が乙に対して支払う販売手数料は、上記のイベントでの販売に限り発生しないものとする。

　商品の販売・保管・に必要な経費については甲の負担とする。

　商品の納入・返納に必要な経費については乙の負担とする。

　商品の納入から返納までに破損があった場合の経費については甲の負担とする。

　その他必要な費用が生じた場合は、甲・乙協議の上定める。

**第６条　（代金の支払）**

　甲は、令和4年11月7日(月)までに売上金額を、乙の指定する方法により送金する。

**第７条　（商品管理）**

　甲は、乙から納品された商品を、善良な管理者の注意をもって管理し、上記イベント終了後、在庫を速やかに返納することとする。